

10月からの住宅現物給与、保険料調整制度、国民年金保険料免除

1. 社会保険:住宅の現物給与

社宅や寮などの貸与を行う場合(現物給与)、通貨に換算し、他の給与と合算して標準報酬月額決定を行う必要があります。厚生労働省告示により、令和8年10月1日から住宅の現物給与価額に大幅な変更があります。

- ①単価の基礎となる単位が1畳から1㎡へ
- ②従前では含めなかった台所・トイレ・浴室・廊下を面積に含めるように

広さに対する考え方が変わり、住居の変更がなくても再度確認の必要があります。該当する場合には前もってご準備をお願いします。

なお、本社・支店等がある場合にはそれぞれが所在する地域の価額を、社宅と勤務地が異なる場合は勤務地の額を使用します。(ただし派遣労働者については派遣元事業所が所在する都道府県の価額で計算します。)

さらに、この改正に応じて現物給与額を変更する場合も固定的賃金の変動に該当しますので、3か月後に月額変更の確認が必要です。

2. 社会保険:保険料調整制度

(1)概要

短時間労働者の社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用拡大に伴い、事業主が被保険者の保険料の一定割合を3年間肩代わりできる制度です。扶養内を希望して時間調整する傾向のある短時間労働者への対策として設けられました。

ただ、令和8年10月1日以降に適用予定である事業所が対象となり、施行日において既に特定適用事業所(任意含む)である事業所は対象外です。↗

(2)具体的には

短時間労働者で標準報酬月額が12万6千円以下の被保険者が対象です。標準報酬月額は変えずに、事業主の保険料負担割合を変更して保険料を納付します。年金は標準報酬月額で計算され年金に影響はありません。

ただし、標準報酬月額の等級別に事業主の負担割合する割合が異なり、加えて3年目になると割合が下がるという複雑な設定であるため(以下)、実施のためには管理が可能な給与計算ソフトなどの準備が必要と思われます。

標準報酬月額 (千円)	1~2年目 (被保険者:事業主)	3年目 (被保険者:事業主)
~88千円	25:75	37.5:62.5
98千円	30:70	40:60
104千円	36:64	43:57
110千円	41:59	45.5:54.5
118千円	45:55	47.5:52.5
126千円	48:52	49:51

なお「3年」は事業所単位であり、期間途中に入社すると3年間措置を受けられません。

3. 国民年金:育児期間中の保険料免除

令和8年10月1日から子を養育する国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方)について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が始まります。

実子・養子ともに子を育てている方が申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。免除された期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

ホームページ「開東社会」[かいとうしゃかい](https://www.kaito-sr.com/)で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載はFacebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> 禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7階 TEL03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX03-3369-2711